

会員加入申込書

盛岡商工会議所 御中

年 月 日

盛岡商工会議所の活動に賛同し、下記の通り入会を申し込みします。

- 記載内容については、事実と相違なく、貴所の情報利用の目的(※)に同意します。
(※) ご記入頂きました事項は、商取引の照会・斡旋等の商工会議所が行う事業の実施・運営や各種連絡・情報提供のために利用するほか、会員名簿・DM サービスによる頒布、商工会議所が実施するインターネット事業所検索サービスにて公開させて頂くことがあります。
- 現在又は将来にわたって暴力団等反社会的勢力に該当しないことを宣誓します。
- 商工会議所法(第12条)により、特定商工業者に該当する場合は、法定台帳の作成、管理及び必要な経費に充当する特定商工業者負担金(2,500円)を年会費と同様に、納入することに同意します。

■申込口数 _____ 口 × 4,000円 = 年会費 _____ 円

最低申込口数として、法人は3口以上、個人事業の方には2口以上での加入をお願いしております。(裏面参照)

フリガナ			
事業所名			
フリガナ			印
代表者名	(役職)		
生年月日	昭和・平成	年 月 日	(歳)
所在地			
電話番号			E-mail
F A X			U R L

創業 開設年月	(昭和・平成・令和) 年 月	資本金	万円
業 種 (主事業1つ)	卸売 小売 製造 建設 通信 運輸 金融 飲食 不動産 サービス 福祉事業 その他()		
取扱品目			
従業員数	(正規) 人 (パート) 人 (家族) 人		

事務局記入欄

担当者		会員証		TOAS	
所属部会		特 商		支払方法	納付書 口座振替
入会経緯					

盛岡商工会議所の会費について

◆会費は年会費となり 1口4,000円、最低口数として、法人は3口以上、個人事業の方は2口以上での加入をお願いしております。

下記の「(A)従業員数に応じた口数」+「(B)資本金に応じた口数」を目安にご検討ください。
 なお、商工会議所の年会費は、全額損金(必要経費)算入が可能となります。

(消費税課税対象外)

◆会費口数に応じて、商工会議所の議員選挙(3年に1度)の際に投票券が与えられます。
 (上限50票、地域外の一部会員には付与されません)

(A)従業員数に応じた口数			
商 業		工 業	
1~9人	2口以上	1~9人	2口以上
10人以上	3口以上	20人以上	3口以上
20人以上	5口以上	50人以上	5口以上
30人以上	10口以上	100人以上	10口以上
以後、10人増すごとに 1口加算		以後、50人増すごとに 5口加算	

(B)資本金に応じた口数	
商工業共通	
300万円未満	2口以上
300万円以上	3口以上
1,000万円以上	5口以上
2,000万円以上	10口以上
5,000万円以上	15口以上
1億円以上	20口以上
以後、1億円を増すごとに 10口加算	

※(A)は家族従業員を含みます。

※(B)は法人のみを対象とします。

(例1)従業員20人、資本金1,000万円、工業の法人 (A) 3口+(B)5口 = 8口以上

(例2)家族従業員1名、商業の個人事業主 (A) 2口+(B)不要 = 2口以上

◆会費のお支払い方法は加入初年度については、納付書払いになります。

次年度からは口座振替での納入にご協力をお願いいたします。

●口座振替(5月に指定口座からの引き落としとなります)

※引き落とし金融機関:岩手銀行、北日本銀行、東北銀行、盛岡信用金庫

※口座振替を希望しない場合、自動的に納付書払いとなります。

●納付書払い(5月に納付書を送付いたします。銀行の窓口にてお支払下さい)

ご不明な点がございましたら、お気軽に下記までお問合せください。

お問合せ先	盛岡商工会議所	本所	TEL.019-624-5880
		都南支所	TEL.019-638-3399
		玉山支所	TEL.019-682-0127
URL: http://www.ccimorioka.or.jp			